

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所

氏名又は名称

相手方 住所

氏名又は名称

土地改良法第118条第5項(第119条ただし書又は第120条ただし書)の規定による損失の補償について、同法第121条第1項の規定による協議が成立しないから、下記により裁決を申請します。

記

- 1 土地改良事業の名称
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積り及びその内訳
- 4 協議の経過

令和 年 月 日

裁決申請者 住所

氏名又は名称

収用委員会御中

備考

- 1 「損失の事実」には、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内訳」には、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」には、経過の説明のほか、協議が成立しない事情を明らかにすること。